

保護者様

市川市教育委員会

学校（園）休校時の対応について

国の緊急事態宣言を受け、県からも外出自粛要請が出されております。園児・児童・生徒の不要不急の外出は避け、特に公園など人が集まる場所へ行かせる場合には密集・密接を避けるよう十分ご配慮をお願いいたします。

なお、休校中の対応については、以下の通りといたします。

1 一時預かりについて

(1) 受入れ

- ①対象学年 小学校全学年、特別支援学校（小・中・高等部）
- ②対象児童 保護者が長時間不在となるなど、一人で自宅待機が困難となる児童。
- ③期 間 令和2年4月13日（月）から5月1日（金）までの（土日祝を除く。）  
午前8時30分から午後3時まで
- ④内 容 自主学习のため、各家庭で学習課題等を準備する。

(2) 申出日時

令和2年4月8日（水）～10日（金）「新年度連絡日」に担任に直接申し込みください。

※以降は、随時電話にて受付（申出日当日の受入れはできません。）

(3) 持ち物について

- ①自習するための学習用具
- ②マスク、弁当、水筒、上履き
- ③連絡帳（13日（月）朝の体温を記入してください。）

(4) 留意点について

- ①欠席や遅刻の場合は必ずご連絡をお願いします。
- ②緊急時に連絡が取れるようにしてください。体調不良の場合はお迎えをお願いします。
- ③風邪の症状や普段より熱が高いなど、体調がすぐれない児童はお預かりできません。

2 放課後保育クラブについて

(1) 放課後保育クラブ登録者のうち、引き続き保育クラブの預かりを希望される場合は、原則放課後保育クラブの部屋を使用し、上記の期間、午後7時まで、児童の一時預かりを行います。希望される方は放課後保育クラブの連絡帳の出席表に利用日時を記載し、児童に持たせてください。

(2) 5月2日（土）の放課後保育クラブは、行いません。

(3) 5月7日（木）以降については、改めて青少年育成課から連絡します。

3 放課後子ども教室について（設置している学校のみ）

放課後子ども教室は、5月6日（水）まで実施しません。7日（木）以降については、方針が決まり次第、改めて教育委員会のホームページに掲載します。

4 校庭（園庭）開放は、当面中止します。

5 部活動（自主活動支援）開放は、当面中止します。

【一時預かり等に関するお問い合わせ先】

市川市教育委員会 義務教育課 TEL 047(383)9261

【放課後保育クラブに関するお問い合わせ先】

市川市教育委員会 青少年育成課 TEL 047(383)9419